

## 江南市まちづくり会議設置要綱

### (目的)

第1条 市民と市役所が協働で江南市戦略計画（以下「計画」という。）に基づくまちづくりの進捗状況を検証し、計画に掲げられた市民の役割を推進するための啓発を行うため、江南市まちづくり会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は、全体会議及び分野別会議により構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 平成28年4月1日現在において満18歳以上の者で、市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 課長及びこれに相当する職の市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。

### (全体会議)

第3条 全体会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に基づくまちづくりの評価のとりまとめ
- (2) 計画の達成状況報告書の作成
- (3) 計画の市民の取り組みの意見交換

2 全体会議は次に掲げる者をもって組織し、定員を17人以内とする。

- (1) 次条に定める各分科会の会長、副会長及び市職員の代表者
- (2) 学識経験者

3 全体会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により選出する。

4 議長は、全体会議を代表し、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (分野別会議)

第4条 分野別会議は次に掲げる分科会をもって構成し、各分科会の定員を17人以内とする。

- (1) 第1分科会（生活環境、産業分野）
- (2) 第2分科会（健康、福祉分野）

(3) 第3分科会（都市生活基盤分野）

(4) 第4分科会（教育分野）

(5) 第5分科会（経営、企画分野）

2 分野別会議は、第2条第2項の会議の委員で組織する。

3 分野別会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 各分野における計画の目標達成度の評価

(2) 各分野における計画の市民の取り組みの意見交換

4 各分科会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、分科会を総理し、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、企画部秘書政策課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。